

令和5年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
 社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 4,197,000 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 68,204,801 千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳			
		国府支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	障がい者福祉事業	11,501,531	8,070,044	5,260	3,426,227
	高齢者福祉事業	1,313,279	758,396	101,416	453,467
	児童福祉事業	23,024,203	12,843,275	143,400	9,073,996
	生活保護事業	14,263,066	10,596,133	100,500	3,566,433
	その他社会福祉事業	717,856	195,914	72,470	449,472
	小計	50,819,935	32,463,762	143,400	1,243,178
社会保険	国民健康保険事業	3,204,344	1,595,499		1,608,845
	介護保険事業	4,409,437	348,627		4,060,810
	後期高齢者医療事業	4,263,577	705,555		3,558,022
	小計	11,877,358	2,649,681	0	0
保健衛生	予防事業	2,871,328	1,466,852	3,938	1,400,538
	市民保健事業	431,938	50,989	25,402	355,547
	母子保健事業	448,008	99,174	21,265	327,569
	診療所事業	96,585		30,959	65,626
	病院事業	839,716			839,716
	その他保健衛生事業	819,933	13,392	25,991	780,550
	小計	5,507,508	1,630,407	0	107,555
合計	68,204,801	36,743,850	143,400	1,350,733	29,966,818
					うち地方消費税交付金(社会保障財源化分) 4,197,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成26年1月24日 総税都第2号)通知により、「引き上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務経費や事務職員等人件費には充てないようにする」とされていることから、一部の経費については、予算額(予算書の金額)と異なる。